

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

障害者職場定着支援事業業務委託

(2) 業務内容

県内の障害のある人や企業等の要請に応じ、作業工程・作業環境の工夫や、通勤時・就労時のきめ細かな助言、指導を行う「ジョブコーチ」、及び精神障害者雇用に関する従業員の理解や職場環境整備を支援するため、相談会や研修会を実施する「精神障害者職場環境アドバイザー」を職場等に派遣する業務や、企業等で障害のある人の職場定着支援等を行う担当者へ助言を行う業務、「ジョブコーチ」を養成する業務等

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 障害のある人の就労支援実績が豊富にあり、当該業務を確実に履行するための知識、ノウハウ及び体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団

又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階
静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

電話番号：054-221-2811 F A X：054-271-1979 E-mail：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 令和5年2月17日（金）から令和5年3月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 電子メール又は上記(1)の場所での手交による

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和5年3月8日（水）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和5年3月15日（水）以降の労働雇用政策課が指定した場所、時間で行う。

6 その他

(1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課（電話番号 054-221-2811）とする。

=====

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

障害者雇用企業支援事業業務委託

(2) 業務内容

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等地域の障害者就労支援機関と連携の上、障害のある人のための求人開拓、障害のある人の希望や能力に応じた職務の選定についての助言等、マッチング支援を一元化して実施するほか、障害者雇用促進セミナー・見学会、企業内ジョブコーチスキルアップ研修を実施する業務

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 障害のある人の就労支援実績が豊富にあり、当該業務を確実に履行するための知識、ノウハウ及び体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階
静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

電話番号：054-221-2811 F A X：054-271-1979 E-mail：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 令和5年2月17日（金）から令和5年3月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 電子メール又は上記(1)の場所での手交による

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和5年3月8日（水）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和5年3月15日（水）以降の労働雇用政策課が指定した場所、時間で行う。

6 その他

(1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課（電話番号 054-221-2811）とする。

=====

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

障害者職域拡大事業業務委託

(2) 業務内容

障害のある人の職域を拡大するため、県内企業に対し、障害のある人の希望や能力に応じた職務やデジタル技術等を活用した職務の選定、多様な働き方に関する提案や助言等、従来取り組まれてきた単純作業中心の雇用にとらわれないマッチングを支援する業務や、事業を実施するにあたって効果的な精神保健福祉士等の専門的知識を有するアドバイザーの派遣、障害のある人のオンライン面接会、就労支援機器体験会を実施する業務

2 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

以下の条件をすべて満たすこと。

- (1) 障害のある人の就労支援実績が豊富にあり、当該業務を確実に履行するための知識、ノウハウ及び体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定方法

提出された書類と必要に応じ説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課

電話番号：054-221-2811 F A X：054-271-1979 E-mail：roudou-koyou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項の配布

ア 交付期間 令和5年2月17日（金）から令和5年3月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 電子メール又は上記(1)の場所での手交による

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和5年3月8日（水）午後5時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

必要に応じ、令和5年3月15日（水）以降の労働雇用政策課が指定した場所、時間で行う。

6 その他

(1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。

(2) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(3) 説明会は行わない。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課（電話番号 054-221-2811）とする。